

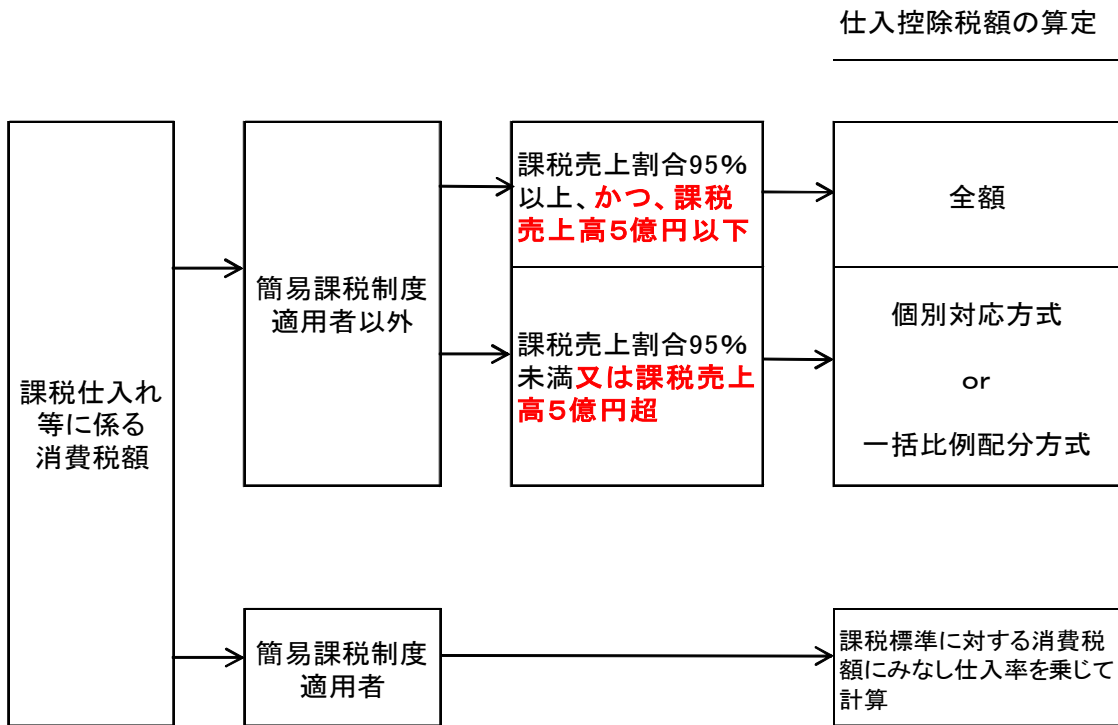
消費税 95%ルール の改正 / 平成 23 年度 税制改正 (文責: 高田正昭)

平成 23 年度 税制改正 法案は当初の「所得税法等の一部を改正する法律案」(平成 23 年 1 月 25 日 閣議決定) から、2 分割されました。そのうちの 1 つである「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(以下、改正法) が平成 23 年 6 月 22 日に参議院本会議で成立しました。この中で実務的に緊急な対応が迫られるものが、いわゆる消費税 95%ルールの改正です。

< 改正の概要 >

課税標準額に対する消費税額から控除することのできる課税仕入れ等に係る消費税額は、簡易課税を適用しない場合には、課税期間における課税売上割合が 95%以上の場合は全額控除が可能でした。しかし改正法により、当該課税期間の課税売上高が 5 億円を超えるときには、このルールが適用されないことになりました(改正消費税法第 30 条第 2 項)。この場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式により仕入控除税額を計算することになります。つまり、改正前の課税売上割合が 95%未満の場合と同様の方法により計算します。

赤字部分⇒改正点



＜適用時期＞

平成 24 年 4 月 1 日以後開始する課税期間（＝原則は事業年度）から適用されます（附則第 22 条）。

＜企業の対応＞

改正後は課税売上割合が 100% でなければ、課税仕入れ等に係る消費税額は全額控除することはできません。そして仕入税額控除額の計算に個別対応方式を採用した場合には、課税仕入れ等の消費税額を、以下①～③に区分しなければなりません（仕入控除税額＝①＋③×課税売上割合）。

- ①課税資産の譲渡等（課税売上）にのみ要するもの
- ②その他の資産の譲渡等（非課税売上）にのみ要するもの
- ③①と②の両方に共通して要するもの

財務会計システムにて、課税仕入れ等に係る勘定科目について、上記区分の設定を行うことが必要になります。また「③」に係る課税仕入れ等であっても、生産実績その他合理的な基準により、①と②に按分することが可能ですから（消費税基本通達 11-2-19）、法人の有利・不利を考え、その按分計算の方法についても検討する必要があります。